

# 登録周波数終了対策機関

## 登録申請要領

平成23年12月

総務省 総合通信基盤局

## 目 次

1	業務の目的について	2 ページ
2	登録の要件について	2 ページ
	(1) 適格要件	2 ページ
	(2) 欠格要件	3 ページ
3	申請書類について	3 ページ
4	登録免許税について	4 ページ
	別紙様式	5 ページ

## 1 業務の目的について

### (1) 特定周波数終了対策業務について

特定周波数終了対策業務は、新規の電波需要に迅速に対応するため、特定の既存システムに対して5年（特に必要と認める場合にあっては10年）に満たない周波数の使用期限を定めた場合に、自主的な無線局の廃止を促し、迅速な電波の再配分を行うため、電波利用料を財源として、総務大臣が当該既存システムの免許人等に対して一定の給付金を支給する業務です（電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第71条の2第2項）。

### (2) 登録周波数終了対策機関が行う特定周波数終了対策業務について

特定周波数終了対策業務は、総務大臣の登録を受けた者（登録周波数終了対策機関）の中から、総務大臣からの求めにより、その業務の全部又は一部を行うこととなります（法第71条の3の2）。

## 2 登録の要件について

登録周波数終了対策機関の登録の要件（適格要件及び欠格要件）は次のとおりです。御不明な点は、申請の前に後述の「連絡先」までお問合せ願います。

### (1) 適格要件

総務大臣は、登録の申請をした者が、次のいずれにも適合しているときは、登録をしなければならないこととされています（法第71条の3の2第4項）。ただし、(2)の欠格要件に該当する場合は、登録を受けることができません（法第71条の3の2第5項で準用する法第24条の2第5項）。

ア 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定に係る事務を行うものであること。

(ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く。（イ）において同じ。）若しくは旧大学令による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に1年以上従事した経験を有すること。

(イ) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に3年以上従事した経験を有すること。

(ロ) 外国の政府機関が発行する(イ)に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に3年以上従事した経験を有すること。

(ハ) 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて

卒業した者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に1年以上従事した経験を有すること。

(オ) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に3年以上従事した経験を有すること。

イ 債務超過の状態にないこと。

ウ 法第71条の2第2項に定める旧割当期限に係る周波数の電波を使用する無線局（今年度に予定している特定周波数終了対策業務は、パーソナル無線の無線局になります。）を開設している者でないこと。

エ 申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

(7) 申請者が株式会社である場合にあっては、他の株式会社がその親法人であること。

(4) 申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去2年間にその同一の者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。

## (2) 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、登録周波数終了対策機関の登録を受けることができません（法第71条の3の2第5項で準用する法第24条の2第5項）。

ア 法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。

イ 登録周波数終了対策機関の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であること。

ウ 法人であって、その役員のうちア又はイのいずれかに該当する者があること。

## 3 申請書類について

特定周波数終了対策機関の登録を受けようとする場合、次に掲げる申請書及び添付書類の提出が必要です（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則第28条）。

御不明な点は、申請の前に後述の「連絡先」までお問合せ願います。

### (1) 申請書

別紙様式による申請書

### (2) 添付書類

ア 定款の謄本及び登記事項証明書（申請者が個人である場合は、過去2年間の経歴を記載した書類）並びに現に行っている業務の概要を記載した書類

イ 申請者が法人である場合は、申請の日の属する事業年度の前事業年度における財

産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（全て写し）。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録の写しとする。

- ウ 登録の申請に関する意志の決定を証する書類
- エ 法第71条の3の2第4項第3号に適合することを示す書類
- オ 法第71条の3の2第5項において準用する法第24条の2第5項各号に該当しないことを示す書類
- カ 特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定に係る事務を行う者が法別表第5に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを示す書類
- キ 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び過去2年間の経歴を記載した書類、組織及び運営に関する事項を記載した書類並びに法第71条の3の2第4項第4号のいずれかに該当するものでないことを示す書類
- ク 特定周波数終了対策業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- ケ その他参考となる事項を記載した書類

#### 4 登録免許税について

登録周波数終了対策機関の登録を受けると、登録免許税法（昭和42年法律第35号）の定めるところにより登録免許税として9万円の納付が必要になります。

#### 【連絡先】

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課  
担 当：中村周波数調整官、山田共用係長  
電 話：03-5253-5874  
F A X：03-5253-5940  
E-mail：kyouyou\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。  
メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

平成 年 月 日

## 登録周波数終了対策機関登録申請書

総務大臣 殿

申請者 住所  
氏名又は名称 印  
※法人にあつては、その代表者の氏名

電波法（昭和25年法律第131号）第71条の3の2第1項に規定する登録周波数終了対策機関の登録を受けたいので、「電波法第71条の3の2第3項」及び「特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成13年総務省令第104号）第28条第1項及び第2項」の規定により、下記事項に別紙の書類（※）を添えて申請します。

### 記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 特定周波数終了対策業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

※ この申請書に「登録申請要領」本文3(2)の各書類を添付してください。